

平成25年 第21回  
教育委員会臨時会会議録

平成25年11月26日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2386号

平成25年第21回臨時会

日 時 平成25年11月26日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委員長職務代理者	綱 川 智 久
	委 員	永 山 幸 江
	委 員	澤 孝 一 郎
	教 育 長	小 池 眞 喜 夫

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	安 田 雅 俊
	庶 務 課 長	奥 野 佳 宏
	教育政策担当課長	山 本 睦 美
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	学校施設担当課長	大久保 光 正
	生涯学習推進課長	白 井 隆 司
	国体推進担当課長	
	図書・文化財課長	前 田 憲 一
	指 導 室 長	平 田 英 司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正 彦
	庶務課庶務係	鈴 木 玲 奈

「議題等」

日程第1 陳情又は請願

『はだしのゲン』の教育現場からの撤去を求める陳情

日程第2 審議事項

議案第81号 港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書  
について

議案第82号 「港区幼稚園教育振興方針(素案)」について

日程第3 協議事項

朝日中学校通学区域小中一貫教育校の小・中学校の名称及び小中一貫教育校の名称について

日程第3 教育長報告事項

1 寄付の受領について

- 2 学校選択希望制集計結果について
- 3 園・学校における食物アレルギー対応について
- 4 平成24年度学校給食費未納状況について
- 5 生涯学習推進課の12月事業予定について
- 6 図書館・郷土資料館の12月行事予定について
- 7 平成26年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について
- 8 12月指導室事業予定について

「開 会」

○小島委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成25年第21回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は小池教育長が公務のため10時55分から11時15分ごろまで退席いたします。その間、委員会を一時休憩とし、公務終了後に再開して委員会を続行させていただきたいと思いますので、ご承知おきください。よろしくお願いいたします。

また本日は、議案その他盛りだくさんですので、質問並びに説明は要領よくなるべく簡単をお願いします。

それでは、日程に入ります。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は、永山委員、お願いします。

## 第1 請願又は陳情

『はだしのゲン』の教育現場からの撤去を求める陳情

○小島委員長 日程第1、請願又は陳情に入ります。

平成25年11月12日付で、『はだしのゲン』の教育現場からの撤去を求める陳情書が提出されました。

まず同日付で受理した陳情について、庶務課長から報告をお願いします。

○庶務課長 今、委員長からもご説明ありましたように、11月12日に『はだしのゲン』の教育現場からの撤去を求める陳情が提出されました。この陳情書をお手元に事前に配布させていただいております。陳情書を拝見しますと説明が1ページから4ページまで縷々述べられておりますが、本日は要旨について私から読み上げさせていただいて、説明とさせていただきたいと思います。

『はだしのゲン』の教育現場からの撤去を求める陳情。

要旨です。

性に関する有害図書、暴力に関する有害図書と同様、教育の目的に反する有害図書として、『はだしのゲン』を教育現場から速やかに撤去されるよう要請します。

有害図書がみだりに児童・生徒の目にとまる状態は、子どもの発達段階に応じた正しい教育とはなりません。見せたくないという親の気持ちにも反します。これは各学校の裁量に任せることなく、貴教育委員会の法的責任を果たすべき事柄であることを指摘いたします。というものでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

○小島委員長 それでは、この件について何かご意見等がございましたらお願いします。

○澤委員 個人的なことで恐縮なのですが、代表の谷本先生は、私が行っている日本工業大学で実は顔なじみの先生で、そういった意味で事前に先生からメールをいただいたりもしております。

この件に関しましては、ここに書いてありますようにあのシーンだけをとれば、女房にも意見を聞きましたけれども、確かに見せたくないという印象を持たせるシーンです。ただ本教育委員会でも既に委員間で意見交換して、基本的には閲覧制限を設ける必要はないのではないかという結論を一応出しております。私も改めて『はだしのゲン』について調査させていただきました。この『はだしのゲン』は、既に国内だけではなくて外国からも評価され、作品としては一定の評価を受けています。外務省も英語版を作成して、特に核拡散の防止に関して、原爆の悲惨さを訴える内容と位置付けています。また戦後の混乱期にたくましく生きる子ども、『はだしのゲン』を通して、人間の色々な側面、いい面、悪い面、そういったものも表現していて、作品全体としては評価は定着していると思います。ただこの陳情書にありますように、あのシーンだけを捉えると見せたくない、そう感じられる方もたくさんいらっしゃるかと思います。

ただあのシーンも、戦争は人間を狂気にさせるといいますか、他の国のことですが、ベトナムでもアメリカ軍が色々なことをやったという報道もありますし、ドイツでもユダヤ人に対して残酷な行いをしたという記録もあります。戦争というのは残念ながら人間を狂気というか、残虐な行動に駆り立ててしまうという、そういうことをあらわすシーンという意味では、私は個人的にはこのような表現もやむを得ないのかなと思います。作品全体として見ると、あのシーンだけでここに書かれている撤去ということは、個人的にはあり得ないかなというように感じました。

人間の残虐性を表す行動を、極限に立たされた場合に色々やったという、そういう報告は改めてインターネット等で調べると色々出ております。この本は、そういう戦争というものが二度とないよという趣旨のストーリーで描かれていると思います。私も父を沖縄で戦死させておりますので、本書は戦争の悲惨さというものを訴えるという大きな役割は持っている、そんな印象を受けました。

○小島委員長 ほかにご意見等ございますか。

今、澤委員のご意見を聞きましたが、問題点を色々ご指摘していただき、私も澤委員のご意見に全く同感です。陳情されている方のご意見のとおり、性に関する描写や残虐なシーンなど、その表現に問題があることは確かにそのとおりだと思います。しかしこの問題は、国民にとって何が一番大事なのかという観点から慎重に判断しなければいけないと私は思います。

そうした場合に、日本国憲法は基本的人権を擁護し、表現の自由を保障しております。民主的な国家においては多様な意見が自由に主張・表現され、それが討論を経て多数決の原理で国民の意見が決まっていくわけです。そのためにも、表現の自由並びに知る権利は、民主的な国家では一番大切な基本的人権であり、最大限に尊重されなければなりません。最大限尊重しなければいけないことですので、これを制限するというのであれば、かなり差し迫った重大な権利侵害が予想されるなどの場合に限られるべきです。

確かに陳情者の言われている問題はありますが、澤委員が言われたように、日本の歴史を正しく伝えること、戦争の悲惨さを具体的に表現することなど、ある程度のシーンは致し方ないと思われ  
ます。一番大事なものは何かという考えからすれば、表現の自由、知る権利というものは最大限尊  
重されなければいけないわけで、学校現場においてもそのとおりだろうと私は思います。

陳情者のご指摘する色々な問題はよく理解できるのですが、以上述べた理由から、『はだしのゲン』  
を教育現場から撤去するという措置はとるべきでないと思っております。

皆さん、どうですか。そういうことでよろしいですか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、陳情についてはこのようにいたします。

## 日程第2 審議事項

### 議案第81号 港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書 について

○小島委員長 続きまして日程第2、審議事項に入ります。

初めに、議案第81号「港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評  
価報告書について」。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 ただいま議題となりました議案第81号「港区教育委員会の権限に属する事務の管理  
及び執行の状況の点検及び評価報告書について」のご説明をします。議案資料ナンバー1をご覧  
ください。

議案の表紙から2枚おめくりいただきますと目次となっております。本年度の構成は、実施目的、  
次に評価対象の考え方、テーマを抽出した点検及び評価の体系、実施方法、対象テーマに対する点  
検及び評価の内容です。また、今年度はテーマごとの評価対象とした事業の評価、学識経験者のご  
意見、教育委員会の今後の取組の方向性、そして最後に点検評価の経過とご意見をいただいた学識  
経験者の名簿、そして参考までに点検評価に関する実施要綱となっております。

では63ページの「点検評価の経過」をご覧くださいませでしょうか。教育委員会の権限に属す  
る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づ  
いて実施するもので、今年で5回目となります。今年度は既に7月9日の教育委員会定例会で評価  
にかかわるテーマをご審議いただき、また10月22日の第4回の評価会議にご出席いただきまし  
て、評価委員のご意見をいただくとともに意見交換を行っていただいております。改めて点検評価  
の経過をご確認いただくとともに、本日は「点検評価報告書(案)」についてご審議をお願いするも  
のございます。

本日、当報告書についてご決定いただいた後は、12月4日に予定されております庁議に報告し、  
12月20日の区民文教常任委員会へ報告するとともに、報告書を区議会へ提出しましてホームペ  
ージ等で区民へ公表してまいります。

では内容につきましては、概要を使ってご説明させていただきます。議案資料ナンバー1-2を

ご覧ください。

まず実施目的ですが、今ご説明しましたような手順で、区民に対して課題やその後の取り組みの方向性を示すことで説明責任を果たすとともに、区民に信頼される教育行政を推進していくことでございます。

次に、点検及び評価の対象についての考え方です。今年度は区の事務事業評価を踏まえた新たな評価点検方法として、港区教育振興プランに計上している六つの基本方針、16の施策の柱に注目し、各施策の中から重点的・特徴的な施策レベルの点検評価を行うことといたしました。

学識経験者及び教育委員の先生方のご意見を踏まえ、区の重点施策とすべき三つのテーマを抽出いたしました。テーマにつきましては資料の左下に教育振興プランの体系図を記載してございますけれども、5番目の施策の柱である学校の総合的な教育力を高める重点事業としての小中一貫教育の推進、それから重点的・特徴的な10番目と13番目の施策の柱である国際化に対応した教育の推進、区民の学びの場の充実を選定いたしました。

資料の右上にお戻りいただきまして、次に点検・評価の実施方法です。評価のテーマとしました施策を構成する事業を事務局の評価対象として評価表を作成し、内容や効果・成果をもとに評価を行いました。その際、区の事務事業評価の一部も活用して評価表を取りまとめました。その評価表をもとに学識経験者からの意見を踏まえ、今後の取組の方向性をお示ししました。学識経験者のご意見を受けるに当たり、事業内容の説明とヒアリングを行っております。

では資料1-2に添付している別紙をご覧ください。施策の柱を構成する事業の評価の一覧です。テーマごとに選定した事業名、担当する課、事務局による一次評価と総合評価を一覧にしてございます。

それぞれのテーマごとに施策の柱を構成する事業としては、テーマ1では4事業、テーマ2では6事業、テーマ3では8事業を評価対象としております。

総合評価としまして、区の行政評価で「拡充」とされた図書館サービスの充実は、次年度に向けて予算を拡大し事業を拡大する「拡充」の評価をされております。その他の事業については来年度も継続する事業と評価しております。

では資料番号の1-2にお戻りください。続いて評価委員からの意見と、教育委員会の今後の取組の方向性です。まずテーマごとにご説明させていただきます。

テーマ①「小中一貫教育の推進」です。このテーマの評価委員からの意見を6点に要約しております。

小中一貫教育は教育委員会が目的を明確化し、不断の研修を重ねながら戦略的に教育改革の方向性を維持することが必要である。港区では小中学校の接続を重視した新しい学習カリキュラムと一貫した指導により、柔軟で効果的な教育を行うという明確な目的を提示していることや、学習カリキュラム等の中身についても研究や支援をしているので評価している、というものが評価として挙がっております。

また「お台場学園」の検証結果では大きな成果を挙げており、検証の視点はどの小学校にも実現

が求められている重要な内容であるという評価もいただいております。

小学校と中学校の壁や学校文化の違いを超え、むしろ葛藤を新しい教育の創造の源泉とすることが重要である。教職員にとっては指導力の向上はもとより、学校組織体制の充実・向上が求められている。そのような営みが実現してこそ、地域住民等の理解と信頼が得られ期待が高まるというような評価もございます。

また一方で、小中一貫教育の目的が分かりにくいというご指摘もございました。その上で、一貫教育で質の向上した教育を受けた生徒が目指す姿として、例えば国際化教育の推進とリンクさせて、東京オリンピック・パラリンピックに向けての色々な国の選手の応援などを小中一貫教育の成果とするような取り組みもされたらどうかというご意見もございました。

教員研究では、幼稚園教育も視野に入れ12年間を連続したものとして捉えている点が特徴的である。保幼小の連携を視野に入れて「小1プロブレム」の解消に努めている点は高く評価できるという評価もいただいております。

そしてその下に教育委員会の今後の取組の方向性をお示ししております。特にご意見やご了解をいただきたいのは、今後の教育委員会の取組の方向性でございます。

1点目は、「お台場学園」の検証結果から小中一貫教育の推進は学力の向上を図るとともに、豊かな人間性、社会性を育み、子どもたちの生きる力を育成するもので、今後小学校と中学校の壁や学校文化の違いを超え、新しい教育の創造として推進を図りますとしております。

次に、幼小中一貫教育の研究を実践する中で、教員個々の力を引き上げる必要があり、授業の質を高めるために研修等の内容の見直しも行います。さらに外部の人材、講師や指導員の活用を図り、補修的な学びの部分に外部の力を取り入れ、子どもの個々の学力を高める取組みも進めますという取組みが2点目です。

3点目としましては、朝日中学校通学区域の小中一貫教育校開設に向け、3校の交流事業や研究・実践・行事等の合同開催を取り入れ、準備をしました。今後、大学研究室と連携したカリキュラム開発や指導体制の研究開発を進めますという方向性を示しております。

続きまして2点目のテーマ②でございますが、「国際化に対応した教育の推進」です。これにつきましても、要約版でございますが、5つの評価がされております。

1点目は、国際化への対応はコミュニケーション手段である言語教育の充実が重要であるということが述べられており、区の事業については全国でもトップの自治体と言えるほど充実しているという評価です。

2点目は、東町小学校の国際学級における教育の推進は公立学校における事例として先導的であり、着実に成果を挙げている施策として高く評価され、成果の検証が楽しみであるというご意見をいただいております。

3点目は、日本語適応指導員派遣では、テンプル大学との提携を取り上げていただき、英語中心となっていて他言語に対応できていない。生涯学習分野との連携により外国人保護者の日本文化の適応学習も含め、外国人児童の保護者などの力を借りることも有効であるというご意見をいただい



ております。

4点目の小中学生の海外派遣につきましては、相互交流が可能であればより効果が期待される。また青年の船のような内閣府主催の国際交流の機会が多く、将来そのような国際交流事業に港区で教育を受けた児童・生徒が参加するような展望を持つことも必要ではないかというご意見です。

5点目は、小中学生海外派遣や国内でのサマープログラム、異文化体験事業は、年々応募者の増加が見られ、限られた予算の中だがコマ数を増やすなどの対策が求められるというご意見をいただいております。

続いて教育委員会の今後の取組の方向性です。

まず外国人児童・生徒や帰国児童・生徒に対しては、日本語の個別指導などとともに、多くの文化や言葉を大切にす教育環境の整備と家庭や保護者への支援を検討します。

次に日本の教育制度、公立学校の枠組みの中で、地域の子どもたちと外国人児童や帰宅児童がともに学び、高め合いながら学校生活を送ることができる国際学級の設置は大いに意義があり、今後東町小学校において国際化に対応した教育を進めます。

さらに、小学校の「国際科」、中学校の「英語科国際」について、英語によるコミュニケーションを楽しむ児童が増えてきていること、そして自然に英語を使おうとする生徒も多くなっていることを取り上げ、今後もこのような事業など先駆的事业に取り組むとともに、海外派遣事業の訪問先で港区の特色を伝える取組みや相互交流の可能性などの検討を進めますという方向性をお示しています。

続きまして③番目の「区民の学びの場の充実」です。このテーマでは6つの要約した意見をここに掲げてございます。

1点目は、生涯学習事業の質と量を吟味し、「理念」「内容」「方法」「実績」などを家庭、学校、地域の視点から体系的に整理して、今後の方策を立案してもらいたいというものです。

2点目は、学習者による企画運営委員会の発足を促し、自発的な学習の企画・運営を後押しする「さくらだ学校」のような、区民独自の学習の志向性を重視したより自発的な学習活動を活発化する取り組みを期待したいというもの、3点目は、体験型講座でさらに生活に密着した企画を開発することや、区内の企業、大学等との連携を強化して、区ならではの魅力ある事業を開発されることを期待するというもの、4点目は、人口の推移を見ると生産年齢人口が増加傾向にあるので、生産年齢である現役世代の区民の学びの場をワークライフバランスといった視点で充実させる必要があるというご意見です。

そして5点目の図書館サービスでは、レファレンスサービスについてもネット利用によるものを充実させることを検討いただきたいということや、生涯学習、区民の学びの場の提供は各大学等で講座や教養セミナーのような形で行われているので、大学図書館の利用なども有機的に関係づけて、こうした講座等の連携を考えてもらいたいという評価をいただいております。

そして次に教育委員会の今後の取組の方向性です。

1つ目は、生涯学習事業では、生産年齢の方たちを対象とした企画講座や、参加しやすい時間帯

など工夫を凝らした事業を進めます。

また、人々の学習効果を適切に生かす場を提供していく仕組みが求められており、さまざまな技能、技術、知識を持った区民を講師とする企画講座をより充実し、区民同士の学びが循環できる取組みを進めますという方向性を示しています。

二つ目としましては、図書館のレファレンスサービスでは、本年度キャリアアップに関する情報展示を実施いたしました。今後も地域特性や専門性の高い分野の充実など、本や情報と利用者をつなげるサービスの充実を進めますという方向性を示しております。

3つ目の大学図書館等との連携では、相互協力を拡大してまいります。インターネット利用では機能を強化するとともに、Web図書館など新しいサービスの検討を進めますという方向性を示しております。

報告書案にはそれぞれのテーマに対する各学識経験者のご意見、それから教育委員会の今後の取組について詳しく記載してございますので、ご覧いただければと思います。

それから施策の柱を構成する事業につきましても、所管課、事業の目的、事業の内容、進捗状況、所管課による自己評価の内容、事業費や自己評価、先程の拡充や継続という評価をお示ししております。また事業の効果や成果も記載しておりますので、内容はご覧いただければと思います。

以上、甚だ簡単ではございますが概要を用いまして議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいま庶務課長より、「港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)」についてご説明いただきました。何かご質問等ございますでしょうか。

○綱川委員 前にも話をさせていただいたのですけれども、2点ほどあります。「教育委員会の評価」という文言ですが、概要書にはその文言は使われておらず「教育委員会の今後の取組と方向性」と書いてあります。本文の方は全部「教育委員会の評価(今後の取組と方向性)」と括弧書きでしてあるので、内容を見るとどうしても教育委員会の評価ではなくて括弧書きの方が正しいのではないかと思うのですが、評価報告書だからこのような頭出しをしておかなくてはいけないのかということが1点と、あとこれは抽出して3項目に絞って評価を外部の方にしていただくということで、多分事務局の方では全事業に関して事務事業評価というものをやっていたらと思うのですが、それを私たちは見ることができるのでしょうか。

以上2点お願いします。

○庶務課長 まず法律の文言にどこまでとらわれなければいけないのかということですが、自分たちで点検して評価しなさいということは書かれていますが、文言としては「取組の方向性」という文言で統一させていただきたいと思っております。

それから事業につきましては、先程ご説明させていただいた7月の定例会で、区でやっている各予算ベースの事務事業単位の評価はご覧いただいたと思います。今回は施策の柱を中心とした施策の評価をしていくために施策の構成する事業をここの評価表としてお示ししています。今の教育振興プランの中にある施策の柱を構成する事業が、必ずしも区の事務事業と一致した形で評価されて

いるわけではございませんが、区の全ての事務事業評価に対する資料についてはご提示できますので、改めてご覧いただけるようにしたいと思います。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

○澤委員 先日も評価委員の先生方と意見交換をさせていただいて、非常にありがたかったことは、現在、当教育委員会がやっていることに対して概ね積極的な評価をしていただいたことです。そういう中で、評価委員の先生方のご意見から、次の教育委員会の事業として何を重点的に取り上げるかということが非常に大事なことだと思います。

国際化に対応した教育の推進という中で、コミュニケーションの道具として英語が中心になっているというのは、これは事実そのとおりです。私なども色々な国際会議の場面で、何で英語が共通語なのだという思いはあります。それは世界がそういう流れになっているのでやむを得ないと思うのですが、評価委員の中には他言語に対応できていないというご意見があります。これに対して我々としてはどう取り組んでいくか。またそれはすぐやれることなのか、将来について検討しなければいけないことなのか、原案の取組の方向性の中で教育委員会の対応というのはどこに記載されているのですか。1番目の日本語の個別指導、母国の文化や言葉を大切に、これが回答になっているのですか。他言語に対応できていないということに対して、今後それをどうするのかということがちょっと見えなかなと思います。

○庶務課長 要約版をつくったので十分に対応が見えていない部分はあるかと思いますが、今、澤委員が言われたように児童・生徒として色々な国からいらっしゃっていますので、そういう方の日本語の個別指導とともに、その方の母国の文化や言葉を大切にするような取組みというものを今後検討するという回答をしております。その中で色々な国の方々の文化などを学ぶとともに、その方たちの家庭や保護者の方の活動などを日本の教育の場に生かしていくような取組みなどを、生涯学習の分野との連携でやっていければという方向性をお示ししています。

○澤委員 このご指摘は確かにごもっともなことで、ただ具体的にどうこれを実現するかというのは、今後色々検討して一つずつやっていかなければいけないと思いますが、やるのはなかなか難しいかと思います。しかし一步一步港区の子どもたちに国際感覚といいますか、色々な国があって、色々な文化があって、色々な言葉があるという、そういうことを分かってもらい、認識してもらうことはすごく大事だと思います。我々がこれから具体的な取組みを検討していかなければいけないですね。

もう一つ、魅力ある学校教育の推進のために学校の総合的な教育力を高めるという中で、今の教育委員会の柱は幼稚園も含めた小中一貫教育です。「お台場学園」やこれから開設する朝日中学校地区の学校は、施設も一体ということで非常に分かりやすい。しかし中学校一校に対して二つの小学校であったり、地域が離れているなど、そういった条件の学区域の幼小中一貫教育に対して、どんな問題点があって、教育委員会として先生方にどんな支援をしなければいけないのかということもすごく大事な視点だと思います。

そして各アカデミー単位で幼小中の先生方に勉強していただいた結果、条件の違う幼小中の一貫教

育を実現するための色々な課題が出てきていると思うので、それを教育委員会としてきちんと吸い上げて、それに対応するような体制を教育委員会側でつくってあげる必要があります。地区教育会議のときに中学校の先生が小学校へ行くことは施設一体型の学校では簡単ですけども、離れていたら時間もかかるし、それだけ今でも忙しい先生方の負担が増えるのではないかというご意見もいただきました。そういったことに対して教育委員会が具体的にどうサポートをするのかは大事なところかと思えます。

○**小島委員長** 小中一貫の隣接型・カリキュラム共同型についての澤委員が指摘された問題点については、従前から何度も議論はしています。その解決策はなかなか多大な費用がかかるから、なかなか難しいということですよ。

○**事務局次長** 小中一貫校の件については、ご指摘のとおりだと思います。朝日地区の件はこれではようやくハード面も含めて一段落いたしますが、カリキュラム、学校の相互の連携型ですとか、そういうものについて具体的にどうしていくのかというのは確かに後追いになってきて、検討はしているのですけれども十分追いついてきていないところがあります。体制も含めてそれは深く検討して具体的な方向性を出すようにしてまいります。組織体制も含めて、そのようにやっていこうと思っています。

また先程澤先生がおっしゃった外国人の他言語の件ですけども、日本人の子どもたちの国際感覚のために、英語以外の例えばスペイン語だとか、そういうふうに展開していくのは現実的にも難しいことがあると思うのです。ただ多くの外国人の子弟が入ってきている環境の中で、インターナショナルに行く子どもたちは別としても、公立を頼ってきた子どもたちにどういう教育をするかというのは非常に大切なことで、今やっておりますけれども、それが十分なのも含めて検証できる体制、これも体制が必要なので、いずれの件も私どもでは指導室の体制を強化するような方向で検討して、早急に体制固めをしていきたいと思っています。

○**澤委員** よろしいですか、委員長。おかげさまで小中一貫校に関してお台場学園は、ここにも書いてあるように学力的にも非常に目ざましい成果を上げています。建設中の朝日地区に関して、前回の資料の学校選択希望制の集計結果で、朝日中と三光と神応ですけども、三光小学校は希望者が去年に比べるとかなり増えているということで、小中、あるいは幼小中一貫教育が区民の皆様から期待されています。お台場学園のいい例があるので、それはすごくありがたいことだと思いますが、実際に質的な意味でも区民の皆さんが満足するような成果を上げるようにしていかなければいけません。この辺は指導室に色々お願いしたりするところですけども。

○**指導室長** 現在、小学校2校、中学校1校で、校内で研究を深められる体制にあります。一つは教員がカリキュラムを作成する中で授業改善をして、よりよいものにつくっております。その中で特色のあるものにしていこうということで、まだゴールの姿が見えてこない状況ですけども、進んでおります。

一方、目白大学の小林福太郎教授に入ってください、経営的な視点から新しい学校のイメージを経営に生かし、選択される学校にしていくための研究を深めているところでございます。

○小島委員長 今、室長から出た小中一貫教育推進の、教育委員会の今後の取組の方向性のカリキュラムですが、やはり小中一貫は当初「中一プロブレム」の問題から発展したと思うのですが、現在はやはり学力の向上が一番保護者の方から期待されているわけで、学力の向上のためにカリキュラムをどうするか。小中9年間を見渡した効率のよいカリキュラムをつくるということが非常に大切だと思うのです。「朝日地区の小中一貫のカリキュラム開発に当たっては大学研究室と連携した」と書いてありますが、大学研究室とどこが連携して、朝日のカリキュラムを作成する今後の方針とになるのでしょうか。

○教育政策担当課長 現在、目白大学の小林福太郎先生の研究室が朝日地区小中一貫教育、3校の先生方と連携してカリキュラムづくりを進めているところでございます。

○小島委員長 分かりました。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、この件はこの程度にしまして採決に入ります。

ただいまのご意見を踏まえることを前提として、議案第81号について可決することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第81号については原案どおり可決することに決定いたしました。

#### 議案第82号 「港区幼稚園教育振興方針（素案）」について

○小島委員長 続きまして、議案第82号「『港区幼稚園教育振興方針（素案）』について」。教育政策担当課長、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、議案第82号「『港区幼稚園教育振興方針（素案）』について」ご説明いたします。資料ナンバー2番の「港区幼稚園教育振興方針（素案）」をご覧ください。

まず目次でございます。今年度当初に開かれまして港区幼稚園教育振興検討会を踏まえまして、教育委員会としての方針、概ね10年程度の中長期的な方針としてまとめたものでございます。

まず基本的な考え方で、目的と方針策定の背景、位置付け、それから2番目に人口動向及び就園希望幼児数の把握と分析というところは、検討会の中でも検討されました今後の就園希望幼児数の推計方法等をこちらで改めてご説明しているもので、3番からが具体的な取組の方向、今後の方針となっております。

それでは、基本的な考え方ということで1ページ目をお開きください。

目的でございます。港区教育委員会では、「港区幼児教育振興アクションプログラム」に沿って公私立全体で幼稚園教育全般に関する充実を進めてきたところでございますが、近年の社会情勢の変化の激しさや幼児人口の著しい増加等に対して、安定的に幼児教育の環境の充実を図るためには、公私立幼稚園全体での幼稚園教育振興の方向性を中長期的な視点で定めた上で、その時々々の社会情勢に即した柔軟な施策を推進することが必要と考えております。

そこで今回、公私立が相互に連携協力して、質の高いきめ細かな幼児教育を提供するための方向性を示すことを目的としております。

方針策定の背景でございます。今申し上げましたように、「幼児教育振興アクションプログラム」で区における幼児教育の具体的な取り組みを進めてきたところですが、区立幼稚園の3年保育においては例年定員を大きく上回る応募があり、区民の要望にこたえきれていない状況があります。また平成25年度の区立幼稚園児の募集の際には、4歳児の募集でも一部の幼稚園で抽選という状況がありました。

また国において平成25年6月に閣議決定されました「教育振興基本計画」においては、家庭教育支援を含めた幼児教育の質的向上と幼児教育・保育の総合的提供の一層の推進、幼児教育の無償化に向けた取組などが課題としてあげられております。

また子ども子育て支援法等に基づく新たな制度の構築により、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供するためのさらなる条件整備を図ることとされております。

このような状況を踏まえまして、港区幼稚園教育振興検討会を設置し、今後の公私立幼稚園全体での幼稚園教育振興の方向性を検討してきたところでございます。

本方針の位置づけとしましては、検討会の報告を踏まえ、概ね10年間を見据えた中長期的な幼稚園教育振興の新たな方針として位置づけることとしております。

また子ども・子育て支援新制度の導入や幼児教育の無償化等の動向を的確に捉えながら、本方針に基づき今後「港区幼児教育振興アクションプログラム」の改定を行っていくものでございます。

3ページ以降、人口動向及び就園希望幼児数の把握と分析となっております。こちらは幼稚園教育振興検討会報告書でもご説明させていただきましたが、港区における幼児人口の増、それから就園希望幼児数も増えているということで、今後どの程度就園希望幼児数が増えていくかについての考え方を3ページ、4ページで整理させていただいております。

今後はこの算出方法をもとに将来的な就園希望幼児数を推計して、公私立幼稚園で幼稚園受け入れ対策を検討していくこととしております。

6ページ目以降の具体的な取組の方向です。

まず幼稚園就園を希望する幼児を受け入れるための環境整備では、区立幼稚園の定員増ということを示させていただいております。

3歳児の入園については、家庭との連携を密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮する必要があります。そのため全幼稚園で一律何人という定員の設定ではなく、各幼稚園の教育活動や施設環境、地域の状況などを十分考慮した上で、安全面等の環境整備を実施しながら、3歳児の新規受け入れ児の拡大及び定員増を図っていくものでございます。

次に4・5歳児の定員増でございます。4・5歳児で希望する幼稚園教育が受けられないという状況は、幼児だけでなく保護者にとっても子育てに対して大きな不安や負担感を与えることとなります。4・5歳児受け入れのための環境整備というのは不可欠なものと考えております。

現在4・5歳児につきましては、基本的に各幼稚園25人を定員としておりますが、各幼稚園の

教育活動や施設環境を考慮し、平成26年度から基本的に30人定員とすることで定員増を図ってまいります。

各区立幼稚園の既存施設の活用や改築における定員増では、多目的室等で使用している部屋の保育室への用途変更や、または園舎の改築時等において保育室を増室することなどにより、クラス増、園児の受け入れ増を図っていくというものでございます。

続きまして、私立幼稚園に対する受け入れ増の対応でございます。

区内の私立幼稚園に対しましても同様に、定員拡大等の受け入れ増の対応を要請してまいります。また現在、区内私立幼稚園に通う幼児の約3割が区外から通園しているという状況になっておりますので、私立幼稚園が区内に住んでいる就園希望幼児数をより多く受け入れるための支援を教育委員会として進めていきたいと考えております。

またさらなる受け入れ増の検討というところでは、区立・私立幼稚園の既存の園の定員拡大や増築だけでは十分に対応できないというような状況もあるかと思われまます。そこで新たな幼稚園の設置についても検討をする必要があります。まず本体となる幼稚園と一体的に運営される幼稚園、分園という形での設置を実現するための検討を行ってまいります。地域別の就園希望幼児数の推計から設置場所や時期、規模などの条件についての検討とともに、区立、私立どちらでの運営がより効果的か、また、例えば私立を誘致する場合の条件整備等についてもあわせて検討を行っていくものでございます。

**○小島委員長** それでは教育長が公務のため退席いたしますので、ここで委員会を休憩とさせていただきます。公務終了後、教育長が戻りましたら再開としますので、それまで待機をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(暫時休憩)

**○小島委員長** それでは再開いたします。休憩前に引き続き委員会を再開します。

教育政策担当課長、引き続きご説明をお願いいたします。

**○教育政策担当課長** それでは、方針の8ページになります。(2)の子育ての支援の充実についてです。

幼稚園は地域における幼児期の教育センターとしての役割もでございます。現在、未就園児の保護者に対して未就園児の会というものを実施しておりますが、特に家庭で子育てをしている3歳児の保護者からは「同世代の子どもと遊んだり触れ合ったりする機会が少なくなってしまう」とか「児童館に行っても乳幼児が多くて居場所がない」というような声が聞こえており、「未就園児の会をもっと増やしてほしい」という要望も出ております。

このことから、特に家庭で子育てをしている3歳児の保護者に対して、定期的に親子で集い情報交換や交流できる場を提供するなどの、子育ての支援事業を幼稚園以外の場所の活用も含めて検討して、環境が整い次第実施していくというものでございます。

また預かり保育の拡大でございますが、幼稚園の在園児の保護者に対しての支援として幼稚園教育時間の終了後に行う預かり保育を現在、区立幼稚園では2園、私立幼稚園では6園実施しており

ます。こちらにつきましても、地域の実態や保護者の事情等、施設の状況等も踏まえながら、預かり保育の拡大についての検討も行っていくものでございます。

9ページに移りまして3番目、保育園・幼稚園・小学校が連携した小学校入学前教育の充実です。現在、小学校入学前教育の充実に向けて、公私立保育園・公私立幼稚園・小学校が連携・協力して、小学校入学前教育カリキュラムの作成が始まっております。これは27年度を目途にカリキュラムを作成するというようになっております。

また保育園・幼稚園・小学校の連携の強化を図る取組を実施するとともに、合同研修会を実施するなど教育や保育士の資質の向上を図っていくものでございます。

続きまして、4番目、公私格差の是正に向けた取組というところですが、「公立」「私立」を問わず、保護者が幅広い選択ができる体制を整えること、また区立幼稚園を利用する方と利用しない方との負担の公平性を図ることからも、区立幼稚園の保育料の見直しも含めた公私立幼稚園の保護者負担の較差是正に向けた取組というものが必要となっております。

今後、私立幼稚園保護者補助金の算出基準になっております保育料等納付金、それぞれの内訳についても精査をした上で、区立幼稚園の保育料の見直しも含め、保護者負担の公立・私立の差の是正について検討してまいります。また検討に当たっては、子ども・子育て支援制度の導入や幼児教育の無償化等の動向を十分に考慮してまいります。

さらに検討結果に基づき、公私の較差の是正を平成27年度から段階的に実施していくものでございます。

10ページでございます。公私立幼稚園が連携した幼稚園教育環境の充実です。こちらは検討会の中でも再三述べてまいりましたが、区内の幼稚園教育の充実は公私立幼稚園全体で取り組んでいくということで、現在も開催している港区公私立幼稚園連絡協議会での協議につきましては今後も定期的に開催し、毎年協議会の場で幼児人口の動向や公私立幼稚園それぞれの在園児数、翌年度以降の園児推計等を確認した上で、3歳から5歳までの就園希望幼児を受け入れるための方策を協議していくものでございます。

人口の増減に対応した幼稚園の配置計画です。今後人口が減少に転じる場合には、区立幼稚園の定員数を見直すことにより、幼稚園児の受け入れ数を調整していくというものでございます。

また区立幼稚園にとっての望ましい幼稚園教育環境を維持していくためにも、クラス定員等適正な規模で存続していくこと、適正な場所に配置すること等の区立幼稚園の配置計画を見直してまいります。

この区立幼稚園の配置計画につきましては、参考資料の14ページ目以降をご覧ください。平成10年に「区立幼稚園配置計画基本方針」を策定し、その後13年に見直しを行い、17年には「区立幼稚園配置計画の取り組みについて」としてさらに見直しを行ってきたものでございますが、こういったものを踏まえた上で今回新しく配置計画を見直していくというものでございます。

「港区幼稚園教育振興方針(事案)」のご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。



○小島委員長 ただいまのご説明に対して何か質問ございますでしょうか。

○綱川委員 2点ほどあって、8ページの子育て支援の充実というところで書いていただいているのですが、よく聞くのは一生懸命家庭内で育てている人たちに対して支援が少ないということです。一人の収入で子どもを育てている、無理しても自分の手元に置きたいという人もいるので、そうすると公私立ではないのですが、差が出てしまって、保育園へ入るのもご夫婦で働いている方は入りやすいとかそういうのがあったりするので、そういうところを一つ充実してくれればと思うのが1点。

二つ目は9ページの4の公私格差の是正に向けた取組ということで、私立へ通わせている保護者や設置者に対しての補助というものを考えて、公私立の格差を少なくしようという考えで来ていたと思うのです。納税者である区民からすると、やはりこの前も言ったように、義務化されていない教育に公的資金をどれだけ使えるかという問題で、「やはり公立というのはすごく安いですね」という話が耳に入ってくるので、やはり幼稚園でも適正な保育料というものを考えていかなければいけない。区内でもほかの区だと公立幼稚園はなくなっているところもあるようですし、他区とか地方都市とか政令都市の事例もよく検討してやっていければと思います。

ここに公私立是正の取組の中で「保育料の見直し」と書いてあったので、大分そういうところまで進んできたと思うのですが、いかがですか。

○教育政策担当課長 まず子育て支援の充実ということでは、やはり家庭で一生懸命子育てをしている保護者の方が孤立したり、不安感や負担感を感じたりしないためには、そういったところへの支援を十分やっていく必要があると考えておりますので、これは子ども家庭支援部とも連携をして進めていきたいと考えております。

また公私較差の是正に向けた取組ということでは、私立と区立の公平性や受益者負担という観点から、また今後子ども・子育て支援制度が始まりますと、幼稚園教育の公定価格を示された上で、利用者負担額を決めていくこととなります。そういったところでも、こういった保育料の設定が妥当であるかの検討や議論は十分積んでいかなければいけないと考えております。

○綱川委員 この前は大阪でしたか、生活保護を受けないで餓死してしまった方がいましたが、やはり民生児童委員とか、そういう方に十分に把握していただきながら、社会制度や福祉制度、生活保護とかそういう金銭的な補助を、ばらまきにならないようにしつつ、していくべきではないでしょうか。社会教育委員の会議の中の答申でも前に出させていただいたのですが、3歳までの家庭教育が大事で、生活習慣をつけることをしてくれないと、やはり小学校、中学校へ行ったときに問題行動を起こしたりする子どもが増えてくるというような話も出ていますので、ぜひ一生懸命生活して子育てをしている人たちに目を当ててあげてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

○澤委員 この「港区幼稚園教育振興方針」というのは私立の方も入って最終的にまとめているのですね。

○教育政策担当課長 検討会の報告書の方は公私立幼稚園あわせてという形になっておりますが、方針については教育委員会の方針ということです。

○澤委員 教育委員会の方針ということなので、まず現状を言うと、4ページで3歳児の枠が足りないですね。例えば平成26年は、希望数が991で175足りないということですね。その後ずっと足りないです。2割近くが足りないまま放っておくのかということが教育委員会としては最大の課題です。これを私立が受け入れるということであれば、これは結構なことなのですが、公立はできないのかというと、公立は施設的にまだできる園が2園あるわけです。2園というのは、南山と三光。区としては前から言っているように、できる2園でどうしても3歳児保育を早急に実現したいですね。そういう中で、10ページのところに人口の増減に対応した幼稚園配置計画ということで、人口減少が転じた場合に区立幼稚園が幼稚園児受け入れ数を調整しますと言っている。ここまで私立に譲っているにもかかわらず、区ができる3歳児の3年保育の幼稚園を私立が了承しないということ、これはおかしいです。このようなままでこれが区の「教育振興方針」ということになると、全く相手のペースのような感じになってしまう気がします。その辺は教育政策担当課長としてはどうなのですか。

○教育政策担当課長 6ページ目の3歳児の定員増のところの最後の方にも書いてありますが、3歳児の新規受入園の拡大というところで、今後こういうことも含めて3歳児の定員増というのは図っていくというものであります。

○澤委員 今後というよりも、できるだけ早急を実現したいということを私立には強く言っていたいっているのですか。

○教育政策担当課長 これだけ足りないという数字については、私立幼稚園の方も理解しております。26年度につきましては3歳児は芝浦幼稚園で5名、港南幼稚園で10名、中之町、青南幼稚園でもそれぞれ10名ずつ定員増をしております。確かに新規に3歳児を始めるというところはありませんが、今後私立幼稚園との調整を十分やっていかなければならないと思います。一番最後の港区公私立幼稚園連絡協議会への毎年の協議というところで、次年度以降の定員増の対策をやっていきましょうという話はできているところでございます。

今後色々な問題を整理していく必要はありますが、決して区立幼稚園がこれ以上3歳児実施園を増やさないということではございません。入園を希望する幼児を受け入れる努力は公私立全体でやっていきましょうということは合意がされておりますし、区立側としても積極的に進めていきたいと考えております。

○澤委員 できるところはなるべく速やかに私立さんの了承を取りつけて実現したいところです。我々が就任した当時は平成10年の配置計画が生きていたわけですがけれども、これは人口がどんどん減少していて、中之町しか3歳児がないから、区立幼稚園に来る魅力はあまりなかったような時代の方針です。これは参考にしてもしなくてもいいというような印象を持ちます。

○教育長 新しい方針を策定したということなので、載せなくても構わないと思います。

○教育政策担当課長 2ページの位置づけのところで、この方針が新たな方針だとしています。減

少時の配置計画についても、昔決めた6園、各支所に1園プラスという園ではなくて、どういところでどういった形の区立幼稚園を残すことがよいかということも含めて、きちんと検討していくというものでございます。

○澤委員 よろしくをお願いします。

○小島委員長 今回の澤委員に関連するのですが、6ページの3歳児の定員増という文章があります。その文章、このくだりは今までもありましたか。

○教育政策担当課長 検討会の報告書とか、そういうところではなくて、今までの計画ということですか。

○小島委員長 今までの計画です。

○教育政策担当課長 計画の中ではここまでは踏み込んでおりません。今回、検討会というものを実施して、公私立幼稚園の中での考え方がある程度理解ができたということです。

○小島委員長 澤委員も言われたように、教育委員会としてはやはり3歳保育を希望する保護者がいれば、区立幼稚園で受け入れるのか私立幼稚園で受け入れるのかは別として、できるだけ多くの方を幼稚園に受け入れる、そういうことをしなければいけないのではないかと思うのです。この文章がそれとの関係で何を言いたいのかというのがよく分からないのですが、「3歳児の新規受入園の拡大及び定員増を図ります」というのを修飾する形で「一方」以下の文章があるのですが、これは何を言いたいのでしょうか。

○教育政策担当課長 3歳児の現状を見ますと、増やすという方向ではあるのですが、やはり3歳児には十分な配慮が必要な面もございますので、環境にも配慮しながら増やしていきます。そういった意味では一律何人定員にしますというのは無理があるかと思えます。ただそういうものを十分配慮しながら、定員増については進めていきたいということです。

○小島委員長 澤委員もおっしゃったように、3歳児で幼稚園に入りたいという場合には、やはり区立だけでなく私立も含めて、なるべく全員入れるような努力をする姿勢が教育委員会には必要なのではないかという気はするのです。そういう方向で今後検討していただきたいという要望があるので、その辺を念頭をお願いしたい。

○事務局次長 この辺の表現は、議会での論議なども踏まえて入れたものなのです。3歳児と4・5歳児とに分けているのはそこがございまして。区民文教常任委員会で、3歳児の増園を計画的に図ってきたのだからけれども、4・5歳の、特に4歳の入園の定員に影響を及ぼしてしまっているという指摘を受けました。需要にこたえてという気持ちはあってもいいけれども、4歳が全入できないというのはよろしくないのではないかという主張が展開されたことがあるのです。

「施設環境」というぎりぎりの表現でしているのは、その辺のニュアンスなのです。新しい園をどんどんつくれたり、土地がどんどん広がっていけばこれは望ましいことで、私立とも話し合いが進みつつあるのでこちらの任意でできる可能性もあるのですけれども、今この瞬間にすぐ増園できない状況の中では、比較の問題もしなければいけない。そういうつらい状況があって、それであえて3・4・5歳児の定員増と書かないで分けたのはその辺の工夫があります。可能な限り3歳も定

員増を図りたいという気持ちは私たちも持っていますが、もしもキャパシティの中で比較の問題が生じてしまったときは、やむを得ざる状況が出てくるかもしれない。

○小島委員長 今までの私立幼稚園との経緯がありますので、我々教育委員も無理なことは言えないことは重々承知しているのですが、教育委員会としてのあり方、責務等を考えると、なかなか手ごわい相手ですけれども、何とかその辺を十分頑張っていたいただきたい。というのは澤委員と同じ気持ちだろうと思うのです。

○綱川委員 先程澤委員が言われたように、10ページの丸の二つ目です。もし人口が減ってきたら検討します、削減も考えますというところを、私立の方が今まで3歳児は反対、認めないとおっしゃったのは、多分経営的なマインドで言っていると思いますので、この辺を前面に押し出して、「今、本当に困っているのだから」ということを言っていただいて、心情に訴えていくしかないのでしょうか。ただ「あなたたちの経営を圧迫するのではなくて、そのときはこっちも考えますよ」という、多分譲歩案だと思しますので、ぜひその辺を前面に出していただいて、おつらいでしょうけれども。

○事務局次長 酌んでいただいてありがとうございます。そのとおりで、ようやく我々の真意も通じつつあります。信用してもらえつつあるので、これからは進められると思います。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

公私立で一緒になって幼児教育を充実させましょうということですから、その内容自体非常にいいと思いますけれども、先程言ったような問題点と、やはり公私立が共存共栄して港区の子どもたちの幼児教育を充実させていくという考え方は当然だと思いますので、そういう前提から検討していただければ、おのずといい方策が出てくると思います。ぜひよろしくお願いします。

この件はこの程度でよろしいですか。

それでは採決に入ります。

議案第82号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第82号については原案どおり可決することと決定いたしました。

### 第3 協議事項

#### 1 朝日中学校通学区域小中一貫教育校の小中学校の名称及び小中一貫教育校の名称について

○小島委員長 続きまして、日程第3、協議事項に入ります。

「朝日中学校通学区域小中一貫教育校の小中学校の名称及び小中一貫教育校の名称について」。教育政策担当課長、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、「朝日中学校通学区域小中一貫教育校の小中学校の名称及び小中一貫教育校の名称について」でございます。教育委員会資料ナンバー2を使って説明させていただきます。

朝日中学校通学区域小中一貫教育校は、平成20年に学校、保護者、地域の方々に構成する「朝

日中学校共育の会」から、3校を母体とする小中一貫教育校設置に関する要望もあり、小中一貫教育校の施設等の整備に当たっては、検討会を設置して学校関係者、保護者、地域の方々とともに検討を進めてきたものでございます。

平成27年4月には、三光小学校、神応小学校、朝日中学校が小学校1校、中学校1校としての小中一貫教育校として開校いたします。開校に際しての新しい小中一貫教育校名、小学校名等を検討するために、25年7月に3校の学校関係者やPTA会長、同窓会、地域の代表者で構成する「朝日地区小中一貫教育校検討委員会」を設置して、学校名についての検討を重ねてまいりました。

検討会では、より多くの方々の意見を取り入れるためにアンケートを実施して、最終的に3案を提案していただいたものでございます。

2番目で検討委員会の概要でございますが、検討委員会では、まず最初に基本的な考え方というものを議論いたしました。こちらに書いてあります5点ですが、「小中一貫教育校ということであるのだから、小学校名、中学校名は同じ名称としたほうがよい」。また、「新しい学校をつくるということから、三光、神応、朝日のいずれの学校名も残さずに全く新しい小中一貫教育校名、学校名にしたほうがよい」、「この地域にできる新しい学校なので、白金という町名を入れて、学校が町のシンボルであるということを示したい」というような意見が出されました。

また、検討会でいくつかの案を示した上で地域等へのアンケート調査を実施して、より多くの方々のアイデアを応募するほうがよいだろうということ、アンケート調査の結果については応募数の多さで決めるのではなく、理由などを含め検討するほうがよいだろうということがまとまりました。

この内容を受けまして、アンケート調査を平成25年9月24日から10月11日までの間に行いました。

三光、神応、それから朝日の中学校生徒にはアンケート用紙を配布するとともに、同窓会や地元町会等へのアンケート協力をお願いしました。また通学区域内の区設掲示板にアンケート実施のお知らせも掲示して、アンケート用紙の配布先及び提出先については三光、神応、朝日中学校とさせていただきます。

アンケートの集計数は127件となりまして、アンケート結果は2ページ目に別紙としてつけてございます。12件校名についての意見が出されまして、その他としては1票ずつのものが40件あまりございました。

1枚目の裏面をご覧ください。

このアンケート結果を受けまして検討会の中での検討結果でございます。3校の通学区域である朝日中学校通学区域には、先程も申しましたが「白金一丁目から六丁目までが含まれているので、白金という町名を学校名につけることで、学校のシンボルであることが明確になるということ。ただし、白金小学校と混同されるような名称は避けるべき」というような意見も出されました。

また、「新校舎ができる場所は都会にありながら緑豊かな小高い丘となっていることから、そのイメージも大切にしたい」というようなこともありました。

また、近代的な建物と充実した学校施設に、子どもたちの笑顔と真剣さがあふれる教育を展開す

るというような形で、ただいま開校の準備は進められております。そういったことでは「伝統というのも大切ではあるけれども、新しく生まれ変わるのだということを強調していきたい」というような意見もございました。

また、「小中一貫教育校名と学校名は同一にして、学校全体の一体感を持たせる」というような意見もございました。

このような検討結果を踏まえまして、検討会からは次の3案が示されました。第1候補としましては「白金の丘学園」、小学校名が「白金の丘小学校」、中学校名が「白金の丘中学校」。第2候補、第3候補は、こちらに記入しているとおりでございます。

以上の検討委員会での検討結果やご意見を踏まえまして、事務局案といたしまして、3番にございますように、小中学校の名称及び小中一貫教育校の名称についてまとめさせていただきました。

朝日中学校通学区域小中一貫教育校の小中学校及び小中一貫教育校の名称については、「港区立白金の丘小学校」「港区立白金の丘中学校」「港区立小中一貫教育校 白金の丘学園」とします。

理由としましては、新設校の通学区域には白金一丁目から六丁目があるということ、学校は地域コミュニティの核でもあり、家庭・地域の連携を深め、地域に根ざした教育活動を推進する学校名に「白金」という地名を使用することが地域の願いでもあるということがございます。

また新校舎には、朝日中学校のシンボルであった大げやきをそのまま残し、その脇を通過して運動場にアプローチする坂があるというような設計になっております。学校を建設する地形からも、また校舎自体の構造からも、「丘」というイメージは学校を連想しやすいものと考えます。

さらに、小中学校の名称は共通のものとするすることで、義務教育9年間を連続したものと捉え、小中学校で一貫した教育を推進していく小中一貫教育校の特徴を分かりやすく表現することができるものと考えます。

以上の理由から、先程申しましたとおりの学校名ということで事務局案としてまとめさせていただきます。

今後のスケジュールとしましては、本日の教育委員会でご協議いただきまして、この結果を12月の庁議及び区民文教常任委員会でも報告し、26年の第1回区議会定例会で、港区立学校設置条例の改正議案ということで小学校名、中学校名を提出させていただきたいと考えております。

またその後、港区立学校の管理運営に関する規則改正ということで、小中一貫教育校名について規則の改正を行いたいと考えております。

なお「白金」という地名を使うということから、事前に白金小学校の同窓会、PTAの方々には情報提供しておりまして、「特に問題ない」というようなご意見はいただいているところでございます。

簡単ですが説明は以上でございます。よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○澤委員 なかなかいい名前だと思います。ところで第3候補というのはどこから出てきたのでしょうか。

○教育政策担当課長 検討委員会の中でこういう学校名もいいのではないかという意見が出されて候補となりました。

○澤委員 これはアンケートの主なものの中にはないですね。

○教育政策担当課長 検討会のメンバーが様々な観点から検討され、候補として提案されました。

○小島委員長 この内容で名称も非常に妥当ですし、あと検討委員会で地元の意見も踏まえてこういう名称にしようということなので、特に問題ないかと思いますが、どうですか。

○綱川委員 この書面ですけれども、一人歩きすると決まりましたみたいな感じに読めてしまいます。「します」と断言してしまっているので、宛て名も書かれていないし、どこに提出するものかも書かれていません。教育政策担当と書いていないから、これが例えばどこかに落ちていてそれが一人歩きすると、もう名前は決まったという話になってしまうと困るので、下の今後のスケジュールのところに、もう少し丁寧に、今後こういうふうに行っていきますと書かれたほうがよいと思います。それから先程から課長は、「担当の事務局としては決定しました」という言い方を何回かされていたので、その辺を書いておいた方がよいと思います。内容については問題ないと思います。

○小島委員長 平成26年2月に議案を提出するときにはどのように進めるのですか。

○学務課長 学校設置条例で名称と所在地を明確にして改正案を提出します。

○澤委員 本日、名称について協議し、教育委員会としてはこういう名称として手続きを進めたいということですね。

○庶務課長 考え方としますと、ここでは協議というのは、最終案が検討会で三つ示され、教育委員会では一つに絞って区長に条例改正の依頼をしていく手続きを進めます。ですから、ある意味ここで教育委員会として名称を決定をしていただく形になります。その後、教育委員会には議案の提出権がありませんので、区長に「この名称で条例改正をお願いします」という依頼をします。それを受けて今度は区長から教育委員会に「こういう議案として提出しますがよろしいですか」という協議がありますので、そこがある意味意思決定の場ということになります。従いまして、実質的な審議は、ご協議させていただいているこの場が、教育委員会としての決定の場となろうかと思えます。

○綱川委員 ですので、そのような手続きで進められるなら、今回の文章の表現として、校名を説明をしていただいた名称と「します。」と決定してしまわない方がいいと思います。

○小島委員長 制度上、区議会で議決されて初めて決定されることは当然のことですので、教育委員会としてはこういう考え方で進めますということで、資料作成上の表現と捉えていただければと思います。そういうことでよろしいですか。

それでは今日の内容としては、こういうことにいたしたいと思います。

この案件はよろしいですか。

#### 4 教育長報告事項

##### 1 寄付の受領について

○小島委員長 続きまして、日程第4、教育長報告事項に入ります。

「寄付の受領について」。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 資料ナンバー3をご覧ください。今回、寄付が2件ございましたのでご報告するものでございます。

1件が青南小学校に、青南小学校卒業生の方から、リトグラフ、木版画等の寄付がございました。青南小学校で行われている特色ある教育活動「青南文化芸術サロン構想」の一環として展示を行い、児童が芸術に触れる機会を増やすため、作品等はご覧いただいたとおりでございます。

もう1件が東町小学校に、東町小学校の開校100周年を祝う会から、運動会等の学校行事や災害時に使用できるテントを2張いただいたものでございます。

簡単ではございますが、このような寄付がございましたので報告させていただきます。

○小島委員長 何かこの点についてご質問等ございますでしょうか。

○澤委員 これは非常に結構なことなのですが、確か前にもありましたよね。きちんとした保管というか展示が、青南小学校の予算だけではなかなか難しいのではないかという危惧があるわけですね。いただくのは子どもたちにとってはありがたいことですが、これだけのものの保管や展示がどうなっているのかというのは気になります。

○綱川委員 前回のは廊下に飾ってありましたね。

○庶務課長 前回いただいたものは、青南小学校の文化芸術サロン構想の中で常に展示されております。新しいものをいただいたので、前のものを保管するのかどうかまだ詳しくは聞いていませんが、基本的には常に全ての方に見ていただけるような場所に展示しておくという考え方と伺っております。

○綱川委員 現状は教員室の前の廊下の1階にあります。前に聞いたのですが、「これ、どうしたのですか」と言ったら「寄付されました」と、何の保護もされないで置いてあるような感じでしたので、多分そういうのを心配なさっているのだと思います。

○小島委員長 事務局のどの課が担当なのか分かりませんが、各学校に「美術品などの保管・保存等に一層の注意をお願いします」というのを出示してもらおうということはどうですか。この案件はよろしいですか。

## 2 学校選択希望制集計結果について

○小島委員長 次に「学校選択希望制集計結果について」。学務課長、お願いします。

○学務課長 前回の当委員会では中間の集計状況をご報告したところですが、結果を取りまとめましたので資料ナンバー4で改めてご報告いたします。

結果については22日、先週金曜日に学務課や学校での掲示や、ホームページで公表してまいります。

小学校では芝、御田、高輪台、白金、本村、昨年と同様の5校に加えまして新たに東町の6校が抽選、中学校は昨年と同様で三田、高松の2校が抽選実施校となっております。



表の見方は前回お示ししておりますが、御成門小でいえば、区内に居住で地元を選んだ方、または特に意思表示されていない方の合計が69。他の地域から御成門小を選択した方が15ということで、84が入学予定者となっております。

過去の入学率等の状況から、受入上限数を超えないという判断をいたしまして、この学校については抽選を実施いたしません。

次の芝につきましては全体が116、地元からの入学率等の傾向を考えますと、上限の60を超える見込みとなっております。このため抽選実施校となりますが、学区域内からの入学が多く見込まれ、学区域外からの受け入れ枠が少なくなることが予想されるため、小学校に限定して優先している、兄弟が当該学校に在籍している方5名を含め、希望者54名を対象に抽選を実施いたします。

同様に御田、高輪台、本村につきましても、兄、姉枠の方も含め抽選を実施いたします。なお白金、東町は、兄、姉がいれば入学は可能と予測しておりますので、抽選の対象とはいたしません。

抽選対象の方には、公表と同時に個別に通知したところでございます。

なお三光小でございますけれども、地元指定校への入学が大幅に増加する見込みであることから、当初の受入上限60人を、クラスを一つ増やして90人に変更しております。

中学校については、御成門、港南、朝日で選択希望者数が昨年度より増加傾向にあります。抽選は12月3日、区役所9階大会議室で、中学校は午前10時、小学校は午後1時半から公開で実施いたします。

最終的に1月中旬に各ご家庭に就学通知を発送し、正式に入学決定となります。

説明は以上です。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますでしょうか。

○綱川委員 東町は抽選ということですが、国際学級の希望選抜の外国籍の児童は含まれているのですか。

○学務課長 外国籍の方で国際学級希望という方も、区域内、区域外を含めて入っております。

○綱川委員 そうすると、その方も抽選になるのですか。

○学務課長 まず地元最優先、次に選択制、最後に入学が決定した後に国際学級へ該当するかどうかという3段階になります。まずは東町への入学が決定するかが優先されますので、その後、国際学級の対象となるかは英語力の確認等を行っていく予定です。

○綱川委員 国際学級を自分では希望していても抽選で漏れる場合もあるわけですね。

○学務課長 この区域外からの中で10名ほどおりましたので、その中で抽選で入らなければ国際学級もかなわなくなるということでございます。

○小島委員長 その中で、いわゆる外国人籍の方も同じように抽選になるわけですか。

○学務課長 同様でございます。

○小島委員長 せっかく国際学級が開かれたとうたい文句にしている、外国籍の人は優先とか、そういうふうにはならないのですか。

○学務課長 そのあたり、これまでにないケースでしたので改めて確認したのですけれども、やは

り指定校、選択制という制度的なものからいけば、そこは優位になるということで、あくまでも入学が決定後に国際学級となります。これまでは指定校変更で余裕があれば後から入れるということで国際学級が比較的優先できたのですが、余裕がなければ指定校変更できません。

○小島委員長 東町もうれしい悲鳴になってきてすごいですね。

澤委員、色々質問したいのではないですか。

○永山委員 表示が港陽小学校、港陽中学校となっていますので、一貫校名を使うのか、それともこのような書き方を今後もしていくのかということを検討していただきたいです。

○小島委員長 これは学務課長ですか。

○学務課長 たびたびご指摘いただいている件ですので、しっかりとそのあたりは考えていきたいと思えます。

○小島委員長 検討していただくということで、この案件はよろしいですか。

### 3 園・学校における食物アレルギー対応について

○小島委員長 次に「園・学校における食物アレルギー対応について」。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは資料ナンバー5に沿って説明いたします。

学校給食におきます食物アレルギー対応は、本日参考資料でおつけしております、平成23年2月に策定した考え方に基づいて取り組んでいるところでございます。

このような中、昨年12月に調布市で児童が命を落とすという事故が発生いたしました。

教育委員会といたしましてはこのことを契機として、改めて学校給食において幼児・児童・生徒の命を守るという観点から学校とともに検討をし、このたび改定し資料5のとおりにしたものでございます。

検討委員会は、学校長、養護教諭、栄養士、調理主事などを学務課で組織しまして、国や東京都の動向を踏まえまして7月から検討を始め、また既に全校に対しまして色々なご意見、ご提案をいただく機会を随時設けた上で、できる限り多くの意見を取り入れてまいりました。

資料5の後ろに改定のポイントということで1枚つけさせていただきましたので、それに沿ってご説明します。必要なところは本編をご覧いただければと思っております。

まずタイトルですけれども、「学校給食」という言葉を使っていたのですが、議論の中で必ずしも学校では給食に限らず、色々なケースで食物に触れる機会があるということで、また給食のない幼稚園でもその可能性はあるため、タイトルから「給食」の文字をとりました。逆に幅を広げたという意味です。後ほど詳しくご説明します。

めくっていただいて2ページが基本的考え方でございます。ここで教育委員会、学校の役割を明確にいたしました。教育委員会は全体をしっかりと把握した上で、調整、指導役を担い、学校は組織的な対応、保護者とのしっかりとした確認、それと現場対応プラス児童・生徒への正しい知識を指導していき、給食だけではなく教育にかかわる全員が責任を持って取り組むという姿勢が大事だ

ということを明確にしたものでございます。

学校では食物アレルギー対応委員会を設置して、組織的な対応力を強化いたします。現在、保健委員会とか、名称は違いますけれども、色々な形で取り組まれているところではございますが、改めて確認してしっかりと体制を整えます。

また、誰が何をするのかという役割分担を明確にするということが次のポイントでございます。誰かがやるのではなくて、誰が何を責任持ってやるかということを学校単位で明確にいたします。

次に、緊急時、何かが起こったとき、誰がどう動くのかというマニュアルをきちんと整備しようということでございます。これは東京都が見本となるものを示してございますので、それを参考に各学校でつくるということが重要であると明記しております。

それと個別対応表なのですが、ページの後ろの方に様式がいくつかついております。後ろから3枚目の資料になりますけれども、様式6「食物アレルギー個別対応表」は各児童・生徒ごとに作成いたします。Aさんは何が問題でどういう症状が出て、病院がどこ、薬が何、学校ではどう対応するか、何かあればどこに連絡するのか、これらを一つの紙にまとめて、常に学校長だけでなく、担任、養護教諭、関係者が持つということです。ポイントとしますと、実際に保護者に確認し、保護者との合意のもとで行うということでございます。

さらに保護者欄の上に、区立中学校へ行く場合、小から中への連携もしっかりと了解のもとで伝えられるようなものにしたというのは、港区オリジナルではございますけれども、そのあたりで明確にいたしました。

本編3ページ、4ページには、具体的な対応方法を記してございます。この中では、事故防止のために配膳の際に専用トレー・食器を用意するということを明記しております。

それと調布の事故でもありました、おかわりでございますが、誤食防止を徹底するため禁止ということで明確にいたしました。特にそれで量が足りないということではございませんが、必要な量はしっかりと配膳いたしますので、おかわりはしないということにしております。

6ページに移りまして緊急時の対応です。これにつきましてはエピペンの扱いを明記いたしました。一定症状が見られたら、迷うことなくエピペンを打つ、救急車を要請する、速やかな行動をとるということを明記してございます。

タイトルにございました「給食」の文字をとったことなのですが、7ページでございます。給食以外で飲食を伴うものは当然なのですが、例えば図工や美術で小麦粘土とか牛乳パックの工作の際にも、過敏なお子さんは症状が出る場合がございます。それと中学生が多いのですが、食べた直後は平気ですが、その後運動すると発症する事例があるということで、特に部活等で激しい動きをしたときには要注意ということを明記しております。

幼稚園では給食はないのですが、色々な場面でおやつを食べたりということがございます。あとプランターで色々な収穫をするといった活動のときも注意が必要です。

8ページ、研修の実施です。これは学校ごとにしっかりと全教職員を対象に、知識に加えて実地訓練を実施してまいります。すでに何年何組の誰それが発症したという想定で実際に行動訓練した

学校もございます。

後ろの資料ではいくつか様式もつけて統一的に対応できるようにいたしました。

今後でございますけれども、12月に入りましたら各幼稚園・学校に周知いたしまして、そこから各学校内の既にある体制も含めて確認し、必要な再整備をしていただいた上、26年4月の新学期に向けた対応をしていきたいと考えております。

説明は以上です。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

給食以外全ての関係で、これだけ詳しくやっていただければ非常に安心だと思いますが、何かご質問ございますでしょうか。

○綱川委員 前にもお話ししたように、洋服についていたそばの粉だけで発症してしまって大変なことがありました。ここに「そば打ち」と書いてありますけれども、アレルギーの子を隔離しておいて、ほかの子どもがそば打ちをやって、また集合したときにその洋服から吸ってしまい発症したということがあります。相当気をつけなければいけないので、そういう事例も注意喚起を説明するときにしておいていただかないと、例えばうどんで小麦粉を使ってもそういうことになると思うし、本当に怖いです。

○学務課長 ありがとうございます。学校からは「マニュアルが欲しい」という意見もあったのですが、統一的に完全なものにはつくれず、症状が各お子さんと違うこともあり、学校ごとにマニュアルは作っていくことが重要と考えております。

○綱川委員 というのは、マニュアルをとって子どもを連れていったのですけれども、お母さんに電話して伺ったところ「食べなければ大丈夫です」ということだったのですが、それでもなってしまうことがあります。

○学務課長 給食当番を含めて配慮するよというということで、アレルギーある人は当番を外すこともあるということをしかりとやっていきたいと思ひます。

○小島委員長 それでは、この件はこの程度にします。

#### 4 平成24年度学校給食費未納状況について

○小島委員長 続きまして「平成24年度学校給食費未納状況について」。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは資料ナンバー6に沿ってご説明いたします。

学校給食は一部公費負担がございますけれども、基本的には保護者の負担によります私費会計で成り立っております。

資料は24年度末時点での未納状況でございます。表の区分1のAのところ徴収すべき額、Bが実際に徴収した額で、差し引いたものが未納額ということでございます。小学校が39万3,125円、中学校が33万8,551円未納となっております。

人数は、小学校は16人、中学校が13人です。

未納がなかった学校は小学校で12校、中学校で5校でございます。

未納の主な原因というのは、生活困窮というような経済的な問題、あと支払う意思が希薄という規範意識の低さは相変わらず問題となっております。

学校の方では本年度に入ってから引き続き未納分の徴収事務を行っております。最新の10月末の時点では、全体の73万のうちの4割は徴収もしくは分割納付中ということでございます。引き続きしっかりと督促を行ってまいります。

2枚目は過去3年の未納状況でございます。このような数値となっております。

参考までに文部科学省が平成23年度で発表しております全国の調査結果をお示しいたしますと、未納率は金額で0.6%、人数で1%という統計数値が出ております。引き続き教育委員会、学校が連携しまして、小まめな督促が一番効果があるということでございますので、あまり額が大きくならないうちに速やかな支払いの要請をして、縮減に努めてまいります。

説明は以上です。

**○小島委員長** ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

毎年この時期にこの問題が出てくるわけですがけれども、払えるのに払わないという人をどうするかが問題です。

**○綱川委員** 学校からの督促だと、払っていない方にとっては慣れっこになっている場合もあります。例えば今度は教育委員会から督促がいくとか、そういう1つ上のところからいくとまた違うこともあるのかと思います。ですから奨学金の未返還者の啓発だけ外部委託するとか、手を変え品を変えと言ったら変ですけども、学校だけでは無理ということがあるかもしれないので、そういうのもこれから検討していただければと思います。

**○学務課長** ご意見ありがとうございます。いかに保護者に伝えるかが重要です。学校からだと言話に出ないかと聞いておりますので、学校から実態を色々聞きながら効果があがるようにしていきたいと思っております。

**○小島委員長** それでは引き続きご努力いただくということで、この案件はこれでよろしいですか。

## 5 生涯学習推進課の12月事業予定について

**○小島委員長** 続きまして「生涯学習推進課の12月事業予定について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

**○生涯学習推進課長** それでは「生涯学習推進課の12月の事業予定について」、資料ナンバー7をご覧ください。

タグラグビー教室が4回、フィットネス教室が1回ということで通常の見取り図となっております。

報告は以上でございます。

**○小島委員長** それではこの案件はこの程度でよろしいですか。

## 6 図書館・郷土資料館の12月行事予定について

○小島委員長 続きまして「図書館・郷土資料館の12月行事予定について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 12月の図書館及び郷土資料館の行事予定についてご報告させていただきます。3ページをご覧くださいと思います。

12月、クリスマスの時期なので、クリスマス関連の行事が増えているものでございます。

また最後のページ、郷土資料館の方でやっております特別展は12月15日まで開催予定ですが、11月21日の時点で速報値で1,910名の方の来場がありました。これまでの特別展では平成21年に開催しました増上寺徳川家霊廟展が3,200名ということで、それが一番多い特別展来場者数になっておりますが、現在そのまま推移しますと、それを超える、もしくはそれに近い来場者が見込まれる状況になっておりますので、今後ともPRに努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

○澤委員 現在何名ですか。

○図書・文化財課長 21日現在の速報値で1,910名、1日平均80名前後の方にご来場していただいております。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

よろしいですか。

## 7 平成26年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について

○小島委員長 それでは続きまして、「平成26年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について」。指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、資料ナンバー9です。入園式・入学式、修了式・卒業式は、例年のカレンダーに照らし合わせて、曜日の関係でずれますが、決め方は同じでございますので、26年の表となります。土曜授業日につきましては、概ね計17回確保すると余裕を持って授業ができるということで、この日程で進めたいと思います。

以上です。

○小島委員長 何かご質問ございますか。

よろしいですか。

## 8 12月指導室事業予定について

○小島委員長 次に、「12月指導室事業予定について」。指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 大きいところだけご説明いたします。3日のサントリーホールの小学校の音楽鑑賞教室、それから6日の金曜日の中学校の音楽鑑賞教室、そして9日のサミットということでございます。また委員の先生方には別途ご案内させていただきます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

それでは子どもサミットでは皆さんよろしく願いいたします。

この案件はこの程度とします。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、何かございますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉 会」

○小島委員長 それではこれもちまして閉会といたします。次回は12月10日火曜日、午後3時からの予定です。よろしく願いいたします。長時間ありがとうございました。

(午後12時25分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小 島 洋 祐

港区教育委員会委員 永 山 幸 江